



平成 19 年 6 月 1 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江藤 公則
(コード番号: 8771)
問合せ先: 常務取締役 馬場 豊吉
電話番号: (03) 5447-3577

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成19年6月1日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員及び当社子会社の取締役、監査役並びに従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を平成19年6月29日開催予定の第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由
当社従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり新株予約権については無償で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の金額は下記要領 2.(5) に定めるとおり時価を基準とした金額としております。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員
 - (2) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式 100 株を上限とする。
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。
 - (3) 新株予約権の総数

100 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの財産の金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権割当の日に属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、その金額が、新株予約権割当の日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値(当日が休日の場合又は当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近取引日の終値。)を下回る場合には、当該終値を払込金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により振込み金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る金額で新株の発行(株式予約権の行使によるものを除く。)を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

また、上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成 21 年 6 月 30 日から平成 25 年 6 月 29 日まで
ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
任期满了により、取締役又は監査役を退任する場合
取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
定年により、従業員が退職する場合
任期中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

- 2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- 3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得条項

- 1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約もしくは株式移転契約が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が(7)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2(2)に準じて決定する。
- 3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使金額に上記2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- 5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の募集要項の決定

新株予約権の募集要項の決定については、当社取締役会に委任する。

以上